

豊後高田市施設の電力調達に係る仕様書

1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物（施設名）別紙「対象施設一覧」のとおり
- (2) 需要場所（所在地）別紙「対象施設一覧」のとおり

2 業種（用途）別紙「対象施設一覧」のとおり

3 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電気供給方式
 - イ 標準電圧（常時電力）
 - ウ 計量電圧（常時電力）
 - エ 標準周波数
 - オ 受電方式
 - カ 自家発電設備
 - キ 蓄熱設備
 - ク 余剰電力の売電
- 別紙「対象施設一覧」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量
 - ウ 対象施設の①豊後高田市高田庁舎、②豊後高田市真玉庁舎、③豊後高田市香々地庁舎については、供給電力は100%再生可能エネルギー由来の電力とする。
- 別紙「対象施設一覧」のとおり

(3) 契約使用期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

ただし、自動検針装置の設置等の事前準備が供給開始日までに完了せず電力供給が期日までにできない場合は、この限りではない。

(4) 電力量の検針

- ア 自動検針装置
- イ 電力量計（計量器）の仕様

(5) 需給地点

(6) 電気工作物の財産分界点

(7) 保安上の責任分界点

別紙「対象施設一覧」のとおり

(8) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第3位を切捨てとする。
- イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第3位を切捨てとする。
- ウ 基本料金及び電力使用料金の単価は小数点以下2位までとする。
- エ 力率の単位は、1 パーセントとする。
- オ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。

(9) その他

- ア 力率は、契約期間中は100%を保持する予定。
- イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は託送供給約款による。
- ウ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。
- エ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- オ 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- カ 料金の請求は、別紙対象施設一覧に定める各施設の明細が分かるように内訳を記載すること。（請求書の送付先は別途指定する。）
なお、明細中、各施設の電力使用量については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく定期報告に必要な昼間・夜間の電力量及び電気需要平準化時間帯が算定できる数値を記載すること。
- キ 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- ク この仕様書に定めのない事項については、九州管内の旧一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、別途、協議の上決定する。